

## 収入金課税と所得金課税を併せて行う法人の区分計算書記載要領

この計算書は、地方税法の規定による、電気供給業及びガス供給業（以下「収入金課税事業」という）と、「所得金課税事業」を併せて行う法人の事業税の申告をする際に当該申告書に添付してください。

### 1 按分率の算定欄

損益計算書に計上した収益のうち、収入金課税及び所得金課税それぞれの事業に区分可能な売上に対応する金額を全て記入します。なお、売上に相当しない金額（受取利息・不用品売却収入・租税還付金等経費の戻り額相当分など）は案分率の算定欄には含めないでください。

按分率の小数点以下の数値は、収入総額（ $\alpha + \beta$ のオの欄）の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数を切り捨ててください。

例：収入総額が10,000,000円（桁数8）で、按分率が54.123456789…%の場合、54.12345678%

### 2 課税標準額の算定欄

- 損益計算書の科目毎に、Bには所得金課税事業、Dには収入金課税事業に、それぞれ区分可能な金額を記載し、Fには区分が困難な金額を記載してください。
- 区分困難な金額に按分率を乗じた額を所得金課税事業に属する金額Cとし（1円未満切捨）、収入金課税事業に属する金額はFからCを差し引いた額としてください。
- 法人税等調整額がある場合は、法人税等の欄に含めて記載してください。
- 「11」～「22」欄は、法人税の明細書（別表4）の調整項目について記載してください。（欠損金の当期控除を除くすべての項目）
- 「23」「24」欄は、6号様式別表5の加減算（法人税課税所得と事業税課税所得の調整）がある場合に記載してください。
- 欄が不足する場合は、別紙明細を作成し、明細の合計を転記してください。
- 「25」欄の「G」又は「H」の金額は、非課税事業及び繰越欠損金を控除する前の各事業における所得金額となり、別表5及び別表9（欠損の場合）の金額となります。

※「所得金額に関する計算書：第1号・第3号（第6号様式別表5）」の各号に掲げる「再仮計⑰（⑮－⑯）」欄の金額となります。

※「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書：第1号・第3号（第6号様式別表9）」の各号に掲げる「当期分、欠損金額等・災害損失金」の金額となります。

### 3 その他

法人税の明細書別表四（写）、貸借対照表・損益計算書、決算書（収入の明細がわかるもの）を添付してください。

（注）法人税の申告をe-Taxで行った場合において、上記の書類のうち貸借対照表及び損益計算書については、法人事業税においても提出があったものとみなされます。

この場合、e-Taxによる法人税の申告時に、必ずeLTAX（地方税）の利用者IDを入力して、法人税データを連携してください。

主たる事務所が三重県以外の法人にあっては、当該区分計算書等の提出は不要です。